

金融検査マニュアル（「中間とりまとめ」）に対する意見

平成11年2月1日

全国中小企業団体中央会

1. 債権者区分の「要注意先」「破綻懸念先」等を定める基準は大変厳しいものになっており、本基準をそのまま適用し、自己査定、引き当て等を行えば、現在の不況下にあつては、業績不振等により、実際には経営破綻に陥るおそれはそれほど高くなく、中・長期的にみれば資金回収が見込まれるような企業であっても、破綻懸念先等に区分されざるを得ないことになり、このような中小企業が大幅に増加することが見込まれることから、貸し渋りがより深刻化するなど信用収縮のスパイラル化を招くことが懸念される。
2. また、金融機関の中でも信用組合については、組合員の相互扶助を理念とする協同組織金融機関として、地域中小企業の金融円滑化に資することをその使命としており、このような厳しい基準を一律に適用せざるを得ないこととなれば、上記のような中小企業の実態を踏まえつつ、中小企業に必要な金融を続けながら、中小企業が厳しい経営環境を乗り越えて行くのを支援することにより中小企業を守り育てていくという本来の使命が果たせなくなるおそれがある。
3. したがって、中小企業に対しては、本マニュアルのような財務面での定量的基準を一律に適用するのではなく、中小企業の技術力や成長性等といった非財務面の諸要素（企業の動体的な側面）を考慮するような基準を設けるとともに、運用にあたっては、中小企業の実態に即した債権者区分を行えるよう配慮する必要がある。
4. また、第Ⅱ、第Ⅲ分類等の債権についての個別企業情報については、万一これらが金融機関の外部に漏れるようなことがあれば、中小企業の信用不安ばかりでなく取引不安やそれによる倒産の多発など大きな社会不安を引き起こすことになりかねないので、情報管理の徹底についても本マニュアルの中で明確化するとともに、指導を徹底することが必要である。